

## 横浜国立大学入学者選抜試験に係る入学検定料免除の特別措置について

令和元年5月16日 学長決裁

「災害救助法の適用を受けた災害の被災者に対する入学検定料免除等特別措置について（平成19年12月27日役員会決定）」に基づき、平成30年5月22日学長決裁により決定した「横浜国立大学入学者選抜試験に係る入学検定料免除の特別措置」について、今年度も引き続き下記のとおり実施する。

### 記

#### 1. 免除対象入学者選抜試験

令和元年10月入学及び令和2年4月入学に係る本学学部・大学院入学者選抜試験とする。

#### 2. 対象者

以下のいずれかに該当するもので、上記1.の本学学部・大学院入学者選抜試験に出願するもの。

(1) 災害救助法適用地域において地震、台風等の災害により被災した

- ① 主たる家計支持者が所有する家屋が、全壊、大規模半壊、半壊、流失した
- ② 主たる家計支持者が災害により死亡または行方不明である

(2) 居住地が福島第一原子力発電所事故による帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域に指定された

#### 3. 申請方法

「入学検定料免除申請書」（別紙様式）及び下記事由に関する証明書等（写し可）を添付して、出願する学部・大学院入試担当係に申請するものとする。

(1) 災害救助法適用地域において地震、台風等の災害により被災

- ① 主たる家計支持者が所有する家屋が、全壊、大規模半壊、半壊、流失した場合  
※地方公共団体が発行する罹災証明書を添付。
- ② 主たる家計支持者が災害により死亡または行方不明である  
※「死亡又は行方不明を証明する書類」を添付。

(2) 居住地が福島第一原子力発電所事故による帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域に指定された場合

※地方公共団体が発行する罹災証明書又は被災証明書等を添付。

注) 出願期間までに罹災証明書等の提出ができない等の理由により、特別措置の申請ができない場合には、各学部・大学院が定める期日までに、入学検定料を必ず納付し出願手続を行うものとする。

#### 4. 納付済み入学検定料の返還について

入学検定料を納付済みの者から特別措置への申し出があった場合には、上記3.の申請書類及び「検定料返還申請書」を、出願した学部又は大学院入試担当係に提出させ、返還することとする。

#### 5. 問い合わせ窓口

- (1) 学務部入試課
- (2) 出願する学部又は大学院入試担当係

(別紙様式)

## 入学検定料免除特別措置申請書

令和 年 月 日

横浜国立大学長 殿

志望学部・研究科・学府名

志願者 氏名 \_\_\_\_\_ 印

住所 \_\_\_\_\_

連絡先 Tel. \_\_\_\_\_

主たる家計支持者 氏名 \_\_\_\_\_ 印

住所 \_\_\_\_\_

連絡先 Tel. \_\_\_\_\_

私（又は私の主たる家計支持者）は、下記のとおり被災しましたので、該当事項の証明書を添付のうえ、令和元年10月入学及び令和2年4月入学に係る入学検定料免除の特別措置を申請します。

### 記

【申請事由の該当する箇所の  にチェックし、※印の証明書（写し可）を添付してください】

- 災害救助法適用地域において、地震、台風等の災害により被災した
  - 主たる家計支持者が所有する家屋が、全壊、大規模半壊、半壊、流失した  
※地方公共団体が発行する罹災証明書を添付してください。
  - 主たる家計支持者が災害により死亡または行方不明である  
※「死亡又は行方不明を証明する書類」を添付してください。
- 居住地が、福島第一原子力発電所事故による帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域に指定された  
※地方公共団体が発行する罹災証明書又は被災証明書等を添付してください。

注) 出願期間までに罹災証明書等の提出ができない等の理由により、特別措置の申請ができない場合には、各学部・大学院が定める出願期間までに、入学検定料を必ず納付し出願手続きをしてください。

後日、特別措置申請への必要書類が揃いましたら、申請してください。この場合には、検定料納付後であっても入学検定料相当額を返還します。